

告 示

埼玉県告示第千五百七十二号

測量計画機関である独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年十二月九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

独立行政法人都市再生機構 東日本賃貸住宅本部

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

三 作業地域

春日部市大場字前八百八十八番三外

四 作業期間

平成二十八年十一月一日から平成二十九年三月十五日まで